別記様式（第１条関係）

手続未着手事業概要等届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏　名（名称及び代表者の氏名）

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令附則第３条第１項の規定により、手続未着手事業について、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令第１条第２項第５号に規定する簡易な方法により環境影響評価を行った結果を記載した書類を添付して、次のとおり届け出ます。

1　手続未着手事業の名称	
2　手続未着手事業の目的	
3　手続未着手事業の原動力の種類	
4　手続未着手事業の規模（kW）	
5　事業実施区域	
6　手続未着手事業の設備の配置計画の概要	

備考　1　事業実施区域の欄は、当該事業実施区域の地番（新たに埋立を行う場合を除く。）及び当該地域を管轄する都道府県及び市町村の名称を記載することとし、当該地区を含む縮尺５万分の１以下 20 万分の１以上の平面図を添付すること。

2　手続未着手事業の設備の配置計画の概要の欄は、届出を行う時点において把握できる限りにおいて記載することとし、必要に応じて図面等を添付すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表（第二条関係）

項目		
（一）	騒音に関する	1　調査項目 (1)　騒音の諸元 イ　建設機械及び発電所の施設の稼働の状況 ロ　工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 (2)　地形 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 (3)　保全対象 イ　学校等 ロ　都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 ハ　指定線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 ニ　騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点 ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく省令で定める自動車騒音の限度を超えていると認められる地域 2　調査地域 (1)　事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域 (2)　保全対象のハに掲げる範囲内の区域 3　予測 (1)　予測地点は、工事用資材等の搬出入に使用する自動車の通行ルートの道路端から一メートルの範囲内で、騒音が最大となる地点 (2)　予測時期は、工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の騒音の影響が最も大きくなる時期
（二）	振動に関する	1　調査項目 (1)　振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 (2)　保全対象 振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域 2　調査地域 材料等の搬出入に使用する自動車の通行ルートの道路端から一メートルの範囲内で、振動が最大となる地点 3　予測 動材料等の搬出入に使用する自動車の台数が最も大きくなる時期